

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学業務実績の 評価に対する基本的な考え方

1 評価の目的

- (1) 評価により、山陽小野田市立山口東京理科大学の継続的な質的向上を促進すること
- (2) 評価を通じて、社会への説明責任を果たすこと

2 基本方針

- (1) 評価は、教育研究の特性、自主性、自律性に配慮しつつ、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務実績全体について総合的に行う。
- (3) 評価は、一連の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすものとする。
- (4) 評価は、法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。
- (5) 評価にかかる業務が法人の過度の負担とならないように留意する。
- (6) 評価の仕組みについては、必要に応じて工夫・改善を行う。

3 評価事項

- (1) 下記(2)及び(3)に掲げる事業年度以外の各事業年度における業務の実績
- (2) 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- (3) 中期目標の期間の最後の事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

4 評価方法

- (1) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とす

る。なお、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第
７９条の規定に基づき、中期目標期間における評価は、認証評価
機関の評価を踏まえることとする。

(2) 評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

ア 項目別評価

中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況又は達
成状況を確認し、評価を行う。

イ 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の
進捗状況又は達成状況の全体について総合的に評価を行う。

(3) 評価の透明性・正確性を確保するために、評価結果を決定する
前にその結果を法人に示して、意見の申立ての機会を設ける。

(4) 評価の具体的な方法については、別途定める。